



学会企画シンポジウム

公認心理師養成における「心理実践実習」と「心理実習」の実際

公認心理師制度について

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課
公認心理師制度推進室

□本日の説明事項

1. 公認心理師制度の概要
2. 法の施行状況
3. 実習の制度

1. 公認心理師制度の概要

□公認心理師法の成立と経過

平成27年

7月8日 公認心理師法案提出

9月16日 公認心理師法公布（平成27年法律第68号） ※公布後2年以内に施行

平成28年

3月15日 公認心理師法の一部施行（指定試験機関に関する部分など）

4月1日 指定試験機関として「一般財団法人 日本心理研修センター」を指定

9月20日 「公認心理師カリキュラム等検討会」を開催

平成29年

5月31日 「公認心理師カリキュラム等検討会」 報告書とりまとめ

9月15日 公認心理師法の全面施行、関係政省令等の公布・施行

11月1日 指定登録機関として「一般財団法人 日本心理研修センター」を指定

平成30年

2月2日 公認心理師試験の施行及び公認心理師試験委員についての官報公告

9月9日 第1回公認心理師試験（※北海道胆振東部地震により一部追加試験を実施）

□公認心理師法(概要)

一 目的

公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

二 定義

「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態の観察、その結果の分析
- ② 心理に関する支援を要する者に対する、その心理に関する相談及び助言、指導その他の援助
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対する相談及び助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

三 試験

公認心理師として必要な知識及び技能について、主務大臣が公認心理師試験を実施する。受験資格は、以下の者に付与する。

- ① 大学において主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、かつ、大学院において主務大臣指定の心理学等の科目を修めてその課程を修了した者等
- ② 大学で主務大臣指定の心理学等に関する科目を修め、卒業後一定期間の実務経験を積んだ者等
- ③ 主務大臣が①及び②に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた者

四 義務等について

- 1 信用失墜行為の禁止(40条)
- 2 秘密保持義務(違反者には罰則)(41条)
- 3 公認心理師は、業務を行うに当たっては、医師、教員その他の関係者との連携を保たねばならず、心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治医があるときは、その指示を受けなければならない(42条)
- 4 資質向上の責務(43条)
- 5 名称使用制限(44条)
公認心理師でない者は、公認心理師の名称又は心理師という文字を用いた名称を使用してはならない。(違反者には罰則)

五 罰則について

秘密保持義務に違反したものは懲役または罰金(46条)
資格停止期間、資格未取得の名称使用による罰金(49条)

六 主務大臣

文部科学大臣及び厚生労働大臣

七 受験資格の特例

既存の心理職資格者等に係る受験資格等について、所要の特例を設ける。

□公認心理師法の目的(第1条)

- この法律は、公認心理師の資格を定めて、その業務の適性を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

□「公認心理師」の定義（第2条）

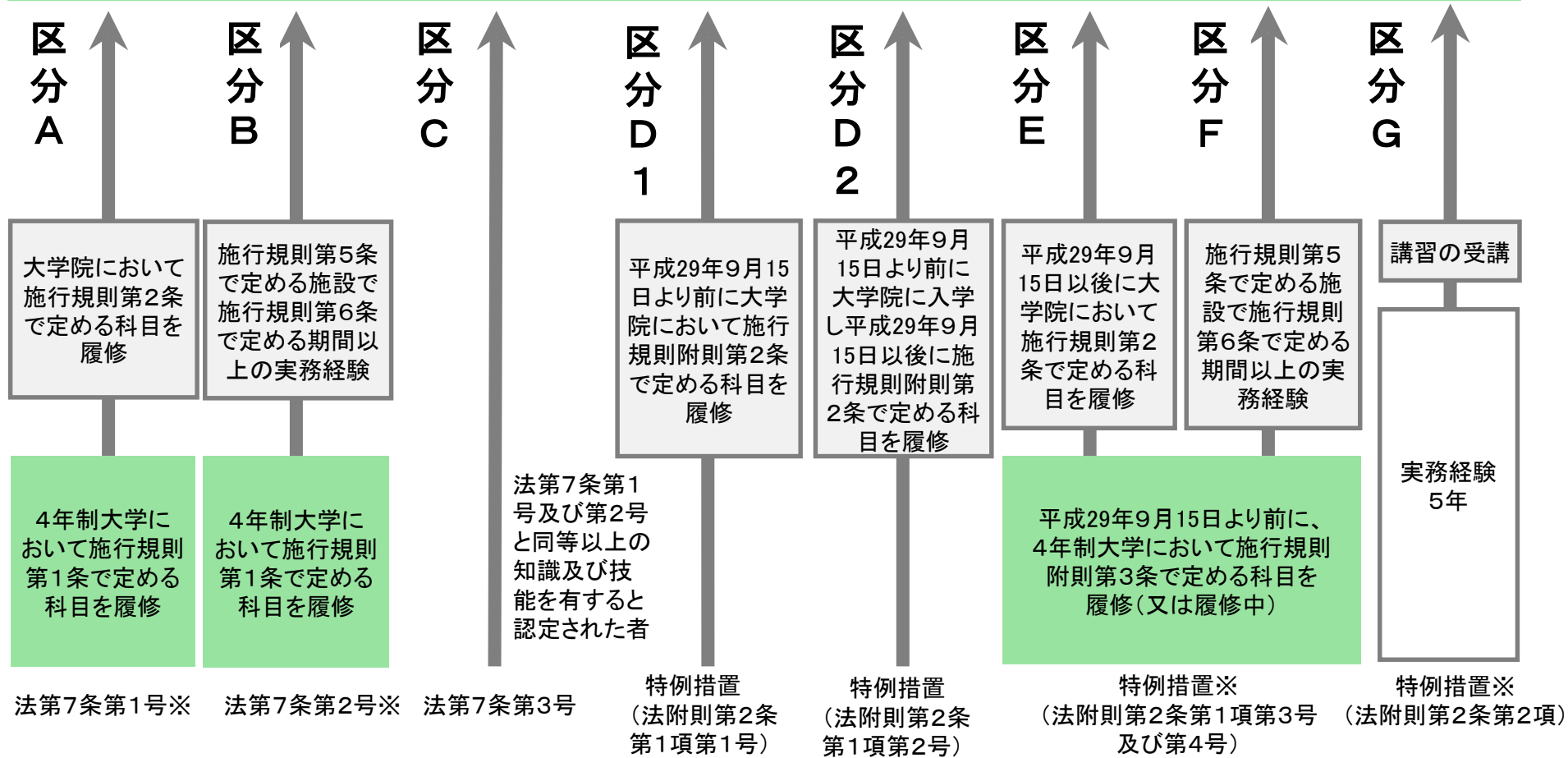
公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。 （※名称独占）

- ① 心理状態の観察、結果の分析
- ② 心理に関する相談、助言、指導その他の援助
- ③ 関係者に対する相談、助言、指導その他の援助
- ④ 心の健康教育及び情報提供

□試験/資格取得方法について

公認心理師資格（登録）

公認心理師試験



※該当条文に基づく受験資格取得者には、施行規則で定める「準ずるもの」を含む。

□義務および罰則

四. 義務等について

- 1 信用失墜行為の禁止(40条)
- 2 秘密保持義務(違反者には罰則)(41条)
- 3 連携等(42条)
- 4 資質向上の責務(43条)
- 5 名称使用制限(44条)

□義務および罰則

五. 罰則について

- 秘密保持義務に違反したものは懲役または罰金(46条)
- 資格停止期間、資格未取得の名称使用による罰金(49条)

* 登録の取り消し等(32条)

- 3条(1~3号) = 欠格事由
- 虚偽又は不正の事実に基づいて登録
- 40条,41条,42条2項の規定に違反したときは、登録を取り消し、名称使用の停止を命ずることができる

2. 法の施行状況

□第2回公認心理師試験



■実施日等:

平成31年 8月4日(日)

■合格発表:

平成31年 9月13日(金)

登録

□ 施行状況の概要

■ 第7条第2号に規定する施設の認定状況(大学卒業後の実務経験)

NO	施設名
1	少年鑑別所及び刑事施設
2	一般財団法人愛成会 弘前愛成会病院
3	裁判所職員総合研修所及び家庭裁判所
4	医療法人至空会 メンタルクリニック・ダダ
5	医療法人社団心劇会 さっぽろ駅前クリニック

■ 試験に向けた現認者講習会

・実施時期: 本年8月～翌年1月末まで

□通知の一部改正について

「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」の一部改正について

■提出期限の見直し

- ・「開講科目確認書」を授業開始6か月前までに提出
- ・「確認申請書」を開始1年前から6か月前までに提出

■提出物・記述の見直し

- ・文科省、厚労省2部→両省宛てで厚労省にのみ1部提出
- ・学則等の記述削除

■様式の変更・追加

□「開講科目確認書」

- ・科目に「含まれる事項」のチェック欄を2つに、担当者確認欄を追加

- ・照会先の追加

□「確認申請書」

- ・大学の学部学科名を記載
- ・実習演習に関して科目ごとの人数を記載
- ・照会先の追加

□教員調書

- ・「心理分野の教育に関わる実習～」と追記

□「実習施設承諾書」の様式例を追加

等

- ・事務手続き上の
効率性や利便性を
考えて修正

通知：平成30年11月22日

3. 実習の制度

□実習の目的

■「カリキュラム等検討会」報告書の概要

1. カリキュラムの到達目標
2. 大学等で修めるべき科目
3. 大学卒業後の実務経験
4. 受験資格の特例(現任者)
5. 国家試験について

□「実習」の到達目標／「カリキュラム等検討会」報告書

1. 公認心理師のカリキュラムの到達目標

○試験の受験資格を得るまでに達成すべき到達目標を整理
(24項目)

※公認心理師としての職責の自覚、問題解決能力と生涯学習 等

24.その他

24-1

・具体的な体験や支援活動を、心理に関する専門的知識及び技術として概念化・理論化し、体系立てることができる

24-2

・実習を通して心理に関する支援を要する者等についての情報を収集し、課題を抽出・整理できる 等

□大学・大学院における実習の内容

	大学(心理実習)	大学院(心理実践実習)
実習内容	<p>要支援者等に対して、実際に面接や検査を実施することを通じて、心理状態の観察、分析、必要な支援(法第2条第1号から第3号の行為)を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ア～ウに関する見学等による実習を行う ・実習担当教員または実習先の実習指導者の指導を受ける <p>(ア) 要支援者へのチームアプローチ (イ) 多職種連携及び地域連携 (ウ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ア～オに関して、見学だけでなく、要支援者等への支援を実践する ・実習担当教員または実習指導者の指導を受ける ・医療機関以外では、見学を中心とする実習も含む <p>(ア) 要支援者等に関する知識及び技能の修得 (コミュニケーション,心理検査,心理面接,地域支援 等) (イ) 要支援者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成 (ウ) 要支援者へのチームアプローチ (エ) 多職種連携及び地域連携 (オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解</p>
	<p>保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働の5つの分野の施設。 当分の間は、<u>医療機関を必須</u>とし、医療機関以外の施設での実習を適宜行う</p>	<p>主要5分野のうち、3分野以上の施設で実習を受けることが望ましい。<u>医療機関は必須</u> 大学又は大学院の心理相談室の実習も含む(主要5分野には含まれない)</p>
実習時間	80時間以上	450時間以上 担当ケースの実習時間は270 時間以上 うち学外施設の実習時間は90時間以上

□実習担当教員と実習指導者の要件

	大学(心理実習)	大学院(心理実践実習)
実習担当教員 実習指導者 (演習を担当する教員 の要件を含む)	実習を担当する教員は、実習状況を把握し、実習生及び実習指導者との <u>連絡調整を密に行う</u>	
	<p>□実習担当教員の要件(以下のいずれも満たす者)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格取得後5年以上法第2条各号に掲げる行為の業務従事した者 2. 講習会を受講した者 <p>* 当分の間は、大学又は大学院において教授、准教授、講師又は助教として3年以上心理分野の教育に係る実習又は演習の経験を有する者も可</p>	
	<p>□学外の実習指導者の要件(以下のいずれも満たす者)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格取得後5年以上第2条各号に掲げる行為の業務従事した者 2. 講習会を受講した者 <p>* 当分の間は、5年以上法第2条各号に掲げる行為の業務に従事した者のうち、大学等が適当と認める者も可</p>	
配置人数	○実習担当教員 実習生15人につき1人以上 ○学外施設の実習指導者 実習生15人につき1人以上(実習の実施時) やむを得ず当該施設の実習指導者による指導が困難な場合、実習担当教員が実習施設に実習生と共に訪問し、実習生に指導を行う	○担当教員 実習生5人につき1人以上 ○学外施設の実習指導者 実習生5人につき1人以上(実習の実施時)

□国の確認に当たっての留意事項

1. 巡回指導
2. 実習計画の規定(実習施設との連携)
3. 実習施設との協議・確認(実習内容、指導体制、リスク管理等)
4. 秘密保持の指導
5. 指導時の留意点
 - ①実習記録ノート等
 - ②実習後の達成度評価および個別指導
 - ③評価基準を明確化、実習指導者の評定と自己評価を考慮

等

参照:通知「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する
公認心理師となるために必要な科目の確認について」
4.実習に関する事項

ご静聴ありがとうございました

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課
公認心理師制度推進室